

戸塚区連合町内会自治会連絡会4月定例会 議 題 説 明 書

健康福祉局高齢健康福祉課

議題名：敬老パスの新たな取組について【事業説明】

【内容】

敬老特別乗車証(以下:敬老パス)は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの70歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。
このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

【例年あげている議題か？】

今回初めての議題です。

**【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】
【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)**

掲示板へのチラシ(A4両面の表面)掲出をお願いいたします。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 健康福祉局高齢健康福祉課

担当者名 正木・長嶋

TEL 671-2406 FAX 550-3613

敬老パスの新たな取組について【事業説明】

1 事業の趣旨

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ（A 4 両面の表面）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和 7 年 9 月 30 日まで

※貼替を希望の場合には、その旨区の高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

3 新たな取組の概要

- (1) 75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを 3 年間無料で交付します

免許証返納後の外出をお支えするため、令和 7 年 4 月 1 日以降に 75 歳以上になってから運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和 7 年 10 月 1 日以降、敬老パスを 3 年間無料で交付します。

※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

- (2) 敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月 1 日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

- ・四季めぐり号（旭区）
- ・こすずめ号（戸塚区）
- ・Eバス（泉区）

（運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。）

4 敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

- ・電話番号：0120-206-160

- ・受付時間：毎日 8 時から 19 時まで

（休止期間：令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 6 日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日）

健康福祉局 高齢健康福祉課

担当 正木、長嶋

電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613

メール kf-koreikenko@city.yokohama.jp

令和7年4月15日

各自治会・町内会長 様

健康福祉局高齢健康福祉課担当課長
野澤 正美

敬老パスチラシの掲示板への掲出について（依頼）

春陽の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから横浜市の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、敬老パスの新しい取組を開始することが決定し、広く事業を周知するためのチラシを作製しました。

つきましては、下記のとおり送付しますので、写真のある表面が見えるよう、掲示板への掲出をお願いいたします。

＜送付物＞

敬老パスチラシ

(担当)

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

生きがい係 正木、長嶋

TEL 045-671-2406

FAX 045-550-3613

令和7年10月～

75歳以上で

令和7年4月1日以降に

運転免許証を返納した方

敬老パス 3年間無料



申請時には免許返納時に交付される
「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

横浜市 敬老パス



横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

無料交付の 対象となる方

令和7年4月1日以降に、
75歳以上で

運転免許証を自主返納した方

※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための
運転免許証の返納時期が異なります。

①昭和25年（1950年）10月1日以前の誕生日の方

→令和7年4月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

②昭和25年（1950年）10月2日から昭和26年（1951年）10月1日までの誕生日の方

→令和7年10月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

注意

○自主返納以外（失効など）は無料交付の対象になりません

○普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります

○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限（免許証を返納した日から2回目に到来する9月30日まで）があります。

（例）免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります。

免許証返納から敬老パスの申請の流れ

1. 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する

2. 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける
※再発行できませんので、なくさないでください

3. お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする

持ち物：申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類（マイナンバーカード、介護保険証等）

● 現在、敬老パスを利用している方

● これから敬老パス利用する方

お使いの敬老パスで
引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを
特定記録郵便にて
ご自宅にお送りします

敬老
パス

とは

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。
敬老パスを提示することで、横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄をご利用いただけます。
※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。

横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

（令和7年4月7日～令和8年3月31日まで）

令和7年4月
健康福祉局
高齢健康福祉課